

私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則

(令5.6.30)

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が運営する私設取引システムにおける非上場有価証券の取引に関し必要な事項を定めることにより、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び非上場有価証券に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 有価証券

定款第3条第1号に規定する有価証券をいう。

2 非上場有価証券

国内の取引所金融商品市場に上場されていない有価証券をいう。

3 非上場認可 PTS

非上場有価証券について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第30条第1項本文により、同法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けて運営する私設取引システム（同法第2条第8項第10号に掲げる行為（同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。）による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。）をいう。

4 非上場認可 PTS 銘柄

非上場有価証券のうち、次に掲げる有価証券に該当し、会員が自ら開設する非上場認可 PTS における取引の対象とするものをいう。

イ トークン化有価証券（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第2条第10号に規定するトークン化有価証券をいう。以下同じ。）

ロ 特定投資家向け有価証券（「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」（以下「特定投資家投資勧誘等規則」という。）第2条第6号に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）である店頭有価証券等（同条第5号に規定する店頭有価証券等をいう。）

5 非上場認可 PTS 銘柄取引

私設取引システムにおいて行われる非上場認可 PTS 銘柄の売買をいう。

6 媒介等

媒介、取次ぎ又は代理をいう。

7 非上場認可 PTS 運営業務

会員が自ら開設する非上場認可 PTS において非上場認可 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

8 非上場認可 PTS 取引業務

協会員が他の会員の開設する非上場認可 PTS において非上場認可 PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

9 非上場認可 PTS 運営会員

私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 9 号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、非上場認可 PTS 運営業務を行う会員をいう。

10 非上場認可 PTS 取引協会員

非上場認可 PTS 取引業務を行う協会員をいう。

11 登録 PTS

金商法第 30 条第 1 項ただし書により、同法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けずに運営する私設取引システムをいう。

12 登録 PTS 銘柄

非上場有価証券のうち、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券であって、会員が自ら開設する登録 PTS における取引の対象とするものをいう。

13 公募登録 PTS 銘柄

登録 PTS 銘柄のうち、金商法第 4 条第 7 項各号に掲げる開示が行われている場合に該当するものをいう。

14 登録 PTS 銘柄取引

登録 PTS において行われる登録 PTS 銘柄の売買をいう。

15 登録 PTS 運営業務

会員が自ら開設する登録 PTS において登録 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

16 登録 PTS 取引業務

協会員が他の会員の開設する登録 PTS において登録 PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

17 登録 PTS 運営会員

登録 PTS 運営業務を行う会員をいう。

18 登録 PTS 取引協会員

登録 PTS 取引業務を行う協会員をいう。

19 取次型登録 PTS 運営業務

登録 PTS 運営業務のうち、登録 PTS 取引協会員の顧客を対象として行うもの又は登録 PTS 取引協会員の顧客及び登録 PTS 運営会員の顧客を対象として行うものをいう。

20 自社顧客型登録 PTS 運営業務

登録 PTS 運営業務のうち、登録 PTS 運営会員の顧客のみを対象として行うものをいう。

21 発行体

非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の発行者（金商法第 2 条第 5 項に規定する「発行者」をいう。）をいう。

（法令等の遵守）

第 3 条 協会員は、私設取引システムによる非上場有価証券の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

（非上場認可 PTS 運営会員における社内規則の制定等）

第 4 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 非上場認可 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項
- 2 非上場認可 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項
- 3 発行体との契約に関する事項
- 4 適時の情報提供に関する事項
- 5 売買審査の実施に関する事項
- 6 価格情報の公表等に関する事項
- 7 発行体への措置及び非上場認可 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項
- 8 受渡決済に関する事項
- 9 国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券（以下「上場有価証券」という。）との誤認防止措置に関する事項
- 10 非上場認可 PTS 取引協会員に遵守させるべき事項

2 非上場認可 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 取引業務を行うに当たり、非上場認可 PTS 運営会員が前項第 10 号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

（登録 PTS 運営会員における社内規則の制定等）

第 4 条の 2 登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員 取次型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項
 - イ 登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項
 - ロ 登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項
 - ハ 発行体との契約に関する事項
 - ニ 適時の情報提供に関する事項
 - ホ 売買審査の実施に関する事項
 - ヘ 価格情報の公表等に関する事項
 - ト 発行体への措置及び登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項

- チ 受渡決済に関する事項
 - リ 上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項
 - ヌ 登録 PTS 取引協会員に遵守させるべき事項
- 2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員 自社顧客型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項（ただし、公募登録 PTS 銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトを除く。）
- イ 登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項
 - ロ 登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項
 - ハ 発行体との契約に関する事項
 - ニ 適時の情報提供に関する事項
 - ホ 売買審査の実施に関する事項
 - ヘ 価格情報の提供等に関する事項
 - ト 発行体への措置に関する事項
 - チ 登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項
 - リ 受渡決済に関する事項
 - ヌ 上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項
- 2 登録 PTS 取引協会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営会員が前項第 1 号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

（業務内容の公表等）

第 5 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、自社が行う非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、自社が行う自社顧客型登録 PTS 運営業務の内容について、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。

（非上場認可 PTS 銘柄の適正性審査）

第 6 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 企業金融型商品（非上場有価証券のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 号イからワに掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。）
 - イ 発行体が金商法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書（同項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を提出又は同法第 27 条の 32 第 1 項の規定により発行者情報（同項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供若しくは公表しなければならない者であること
 - ロ 発行体の業務の実在性、事業継続体制

- ハ 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ニ 発行体の財務状況
 - ホ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
 - ヘ 発行体が反社会的勢力（「定款の施行に関する規則」第15条に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。）との関係を有しないこと
 - ト 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - チ その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項
- 2 資産金融型商品（非上場有価証券のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号、第2号、第3号から第4号の4、第6号及び第6号の2に掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。）
- イ 発行体が金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出又は同法第27条の32第1項の規定により発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること
 - ロ 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
 - ハ 発行体及び運用会社等（当該非上場有価証券に係る資産運用会社、投資顧問会社等に相当する者をいう。以下同じ。）におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ニ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
 - ホ 発行体及び運用会社等の財務状況
 - ヘ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
 - ト 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
 - チ 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - リ その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項

（登録PTS銘柄の適正性審査）

第6条の2 登録PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 企業金融型商品
- イ 発行体の業務の実在性、事業継続体制
 - ロ 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ハ 発行体の財務状況
 - ニ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1号イに該当する者である場合に限る。）

- ホ 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）
- へ 発行体が反社会的勢力との関係を有しないこと
- ト 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
- チ その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項

2 資産金融型商品

- イ 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- ロ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ハ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
- ニ 発行体及び運用会社等の財務状況
- ホ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第2号イに該当する者である場合に限る。）
- へ 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）
- ト 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
- チ 当該非上場有価証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
- リ その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項

（発行体との契約締結）

第7条 非上場認可PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに非上場認可PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供に関する事項
 - 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項
 - 3 発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
 - 4 発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
 - 5 前各号に掲げる事項のほか、非上場認可PTS運営会員の定める規則を遵守する旨
- 2 登録PTS運営会員は、非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員が非上場有価証券を公募登録PTS銘柄に

追加する場合を除く。)には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項
- 3 発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、登録PTS運営会員の定める規則を遵守する旨

(非上場認可PTS銘柄の発行体による適時の情報提供)

第8条 非上場認可PTS運営会員は、前条第1項の契約において、同項第1号により定める発行体による非上場認可PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から非上場認可PTS運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 第2条第4号イに掲げる有価証券について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
 - ロ 第2条第4号ロに掲げる有価証券について、公表した特定証券情報(特定投資家投資勧誘等規則第2条第7号に規定する特定証券情報(特定投資家投資勧誘等規則第6条第3項各号に掲げる各様式の第一部に係るものを除く。))をいう。以下同じ。)又は発行者情報(以下「特定証券情報等」という。)について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
 - ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合(イ又はロに掲げる場合を除く。)
 - ニ イからハに掲げる場合の他、非上場認可PTS運営会員が必要と認める場合
 - 2 発行体から非上場認可PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項
 - ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容
 - ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
 - ニ 前号ニに該当する場合、非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項
 - 3 発行体の非上場認可PTS運営会員に対する情報提供の期限
- 2 非上場認可PTS運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法(投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。)により公衆の縦覧に供しなければならない。

- 3 非上場認可 PTS 運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

(登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供)

第 8 条の 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項

イ 登録 PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合

ロ 登録 PTS 銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第 4 項又は第 27 条の 32 第 3 項に該当した場合

ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）

ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合

2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項

イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項

ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容

ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容

ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限

2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項

イ 登録 PTS 銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第 4 項又は第 27 条の 32 第 3 項に該当した場合

ロ 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合

ハ 継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合

ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営会員が必要と認める場合

2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項

イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容

ロ 前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容

ハ 前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容

ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項

3 発行体の登録 PTS 運営会員に対する情報提供の期限

- 3 登録 PTS 運営会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。
- 4 登録 PTS 運営会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

（非上場認可 PTS 銘柄の価格情報の公表等）

第 9 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄の約定価格、最終気配（非上場認可 PTS 運営会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。

- 2 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 取引協会員より非上場認可 PTS 銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 非上場認可 PTS 取引協会員は、顧客より非上場認可 PTS 銘柄（当該非上場認可 PTS 取引協会員が行う非上場認可 PTS 取引業務により取引されるものに限る。第 10 条及び第 13 条第 2 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）

第 9 条の 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。

- 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 取引協会員より登録 PTS 銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員及び登録 PTS 取引協会員は、顧客より登録 PTS 銘柄（当該自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が行う登録 PTS 運営業務又は当該登録 PTS 取引協会員が行う登録 PTS 取引業務により取引されるものに限る。次条及び第 13 条第 3 項及び第 4 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければ

ならない。

(不公正取引等の防止)

第 10 条 非上場認可 PTS 取引協会員及び登録 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 取引業務又は登録 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
 - 2 非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引
 - 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引
- 2 前項各号に掲げる不公正取引のほか、非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

(売買審査の実施)

第 11 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引について、第 4 条第 1 項第 5 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ホ若しくは同項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。

- 2 非上場認可 PTS 運営会員又は取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等（前条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる取引のほか、当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。）に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員との間で行う非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。
- 3 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 1 項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第 4 条の 2 第 1 項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。

(売買停止措置)

第 12 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、第 4 条第 1 項第 7 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ト若しくは同項第 2 号チにより定めた社内規則に基づき適切に売

買停止措置を講じなければならない。

(上場有価証券等との誤認防止措置)

第 13 条 非上場認可 PTS 運営会員は、非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。

2 非上場認可 PTS 取引協会員は、非上場認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。

3 登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。

4 登録 PTS 取引協会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。

(取引公正性の確保)

第 14 条 非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員は、顧客との間で非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

(特定投資家向け有価証券に係る特則等)

第 15 条 非上場認可 PTS 取引協会員又は登録 PTS 取引協会員は、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）以外の者である顧客から、私設取引システムにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

2 第 6 条及び第 6 条の 2 の規定にかかわらず、非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員は、特定投資家向け有価証券である投資信託等（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 4 号に規定する投資信託等をいう。以下同じ。）を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該投資信託等の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

1 投資信託受益証券（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 2 号に規定する投資信託受益証券をいう。）

イ 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第 6 条第 1 号イに該当する者である場合に限る。）

ロ 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況

- ハ 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - ニ その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項
- 2 投資証券等（特定投資家投資勧誘等規則第 2 条第 3 号に規定する投資証券等をいう。）
- イ 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
 - ロ 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
 - ハ 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表等を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第 6 条第 2 号イに該当する者である場合に限る。）
 - ニ 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
 - ホ 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
 - ヘ 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項
 - ト その他投資者保護の観点から非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が必要と認める事項
- 3 非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員（取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行体との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。
- 1 当該非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員が当該特定投資家向け有価証券を非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加するまでに、発行者情報（発行者情報が作成されていない場合には、特定証券情報）を特定投資家投資勧誘等規則第 7 条第 2 項第 2 号（特定証券情報にあっては同規則第 6 条第 2 項第 2 号）の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨
 - 2 当該特定投資家向け有価証券が非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄となっている間、発行者情報を特定投資家投資勧誘等規則第 7 条第 2 項第 2 号の方法（取扱協会のウェブサイトにおいて公表する方法を除く。）により公表する旨

（非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用）

第 16 条 第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項、第 10 条及び前条第 1 項の規定は、非上場認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務のうち、非上場認可 PTS 取引協会会員又は登録 PTS 取引協会会員による媒介等が行われない取引を行う非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員について準用する。この場合において、これらの規定中「非上場認可 PTS 取引協会会員」又は「登録 PTS 取引協会会員」とあるのは「非上場認可 PTS 運営会員」又は

「登録 PTS 運営会員」と、「非上場認可 PTS 取引業務」又は「登録 PTS 取引業務」とあるのは「非上場認可 PTS 運営業務」又は「登録 PTS 運営業務」と、それぞれ読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

付 則 (令 6. 11. 20)

この改正は、令和 6 年 11 月 21 日より施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 10 号までを改正し、第 3 号から第 9 号までを第 4 号から第 10 号に各 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号を第 21 号に繰り下げる。第 2 条第 3 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号、第 19 号及び第 20 号を新設。
- (2) 第 3 条を改正。
- (3) 第 4 条第 1 項本文、同項第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 10 号並びに第 4 条第 2 項を改正。
- (4) 第 4 条の 2 を新設。
- (5) 第 5 条を改正。
- (6) 第 6 条本文、同条第 1 号本文、同号チ並びに第 2 号本文、同号イ及びリを改正。
- (7) 第 6 条の 2 を新設。
- (8) 第 7 条第 1 項本文、同項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号を改正。第 2 項を新設。
- (9) 第 8 条第 1 項本文、同項第 1 号本文、同号イ、ロ、ニ、同項第 2 号本文、同号ニ及び第 3 号並びに第 2 項及び第 3 項を改正。
- (10) 第 8 条の 2 を新設。
- (11) 第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項を改正。
- (12) 第 9 条の 2 を新設。
- (13) 第 10 条第 1 項本文及び同項第 3 号を改正し、第 1 号を削り、第 2 号から 4 号までを各 1 号ずつ繰り上げる。第 2 項を新設。
- (14) 第 11 条第 1 項及び第 2 項を改正。第 3 項を新設。
- (15) 第 12 条を改正。
- (16) 第 13 条第 1 項及び第 2 項を改正。第 3 項及び第 4 項を新設。
- (17) 第 14 条を新設。
- (18) 旧第 14 条第 1 項及び第 2 項本文を改正。旧第 14 条第 2 項第 1 号イ及びハを改正し、ロ及びハをハ及びニに繰り下げ、ロを新設。旧第 14 条第 2 項第 2 号ハ及びヘを改正し、ニ、ホ及びヘをホ、ヘ及びトに繰り下げ、ニを新設。旧第 14 条第 3 項本文、同項第 1 号及び第 2 号を改正。
- (19) 旧第 15 条を改正。